

新興感染症発生・まん延時における医療措置協定による医療提供体制の見える化シート（案）

参考

<長野県感染症予防計画抜粋※1>

- 新興感染症の発生時において、発生初期には第一種・第二種感染症指定医療機関が中心となり医療提供を開始するとともに、流行の拡大を踏まえ第一種・第二種協定指定医療機関※2も順次対応することにより医療体制を拡充する。
- 患者数が減少した時期においては医療のひっ迫状況等も考慮し体制の縮小を検討するとともに、長期的に通常医療での対応に移行する体制を構築するなど、流行時期に応じた医療提供体制を構築する。

1 病床確保 【流行初期（発生等の公表から概ね3か月程度）】 ① 国の発生公表後、協定指定医療機関※2のうち、初動対応する感染症指定医療機関、公立・公的医療機関等に病床の確保を順次要請。その他、実際に流行初期において対応可能な協定指定医療機関※2へ、患者増加時に備えるため、準備予告を行う。 ② 患者が増加傾向であれば、準備予告している医療機関に確保を要請。 【流行初期以降（発生の公表から概ね4～6か月以降）】 ③ 流行初期以降は、感染症の性質にあわせて、流行初期以降に対応できる医療機関に順次要請。	凡例 ※1 2-第2-2 新興感染症に対応する医療提供体制 ※2 協定締結医療機関を含む *イメージ図「流行初期医療確保措置」の凡例 適用基準（確保病床4床以上又は発熱外来10人/日以上）を満たす医療機関のうち、流行初期医療確保措置が適用される時期を次のとおり整理 ◎ 発生の公表直後から対応するため、当初から適用 ○ 感染症指定医療機関等に次いで措置を要請後に適用 △ 状況に応じ措置の適用を検討し、必要な場合医療機関へ協議の上、適用 × 適用の対象外
2 発熱外来（検査） 【流行初期（発生等の公表から3か月程度）】 ① 国の発生公表後、協定指定医療機関※2のうち、初動対応する感染症指定医療機関、公立・公的医療機関等に順次要請。 ② 外来患者が増加傾向であれば、上記以外の流行初期において対応可能な協定指定医療機関※2へ要請。 【流行初期以降（発生の公表から4～6か月以降）】 ③ 感染症の性質にあわせて、流行初期以降に対応できる医療機関に要請。	
3 後方支援（回復患者の転院受入れ可能な医療機関） 【流行初期以降（発生の公表から4～6か月以降）】 協定を締結した全ての医療機関へ措置の実施を要請。	
4 自宅療養者の医療の提供（薬局・訪問看護事業所） 【流行初期以降（発生の公表から4～6か月以降）】 協定を締結した全ての薬局・訪問看護事業所へ措置の実施を要請。	

医療措置協定に基づく措置の要請・実施スケジュールのイメージ（案）

